

学生協ニュース

No. 12

東北大学学生生活協議会広報委員会

未だ有朋・日就寮の入寮募集停止解除出来ず

学生生活協議会(学生協)は、有朋・日就2寮の入寮募集停止解除の条件を、昨年12月に文書で学生寮自治会連合(寮連)及び有朋・日就2寮へ通知しました。寮連及び2寮から、回答文(1月24日付)が送られ、学寮専門委員会(学寮専)からは、この回答文が入寮募集停止解除の条件の趣旨とはかけ離れたものである旨、非公式面談の席で伝えたことを、学生協ニュースNo.11でお伝えしました。

その後、寮連・2寮執行部からは第2回回答文(2月3日付)が提出されました。学生協では学寮専が窓口となって、不完全な点について非公式面談を通じて伝え、寮生からの意見聴取を行ってきました。2月4日の面談では寮連及び2寮から、第2回回答文をそのまま2月7日の学生協に譲って欲しいとの要求がありました。学生協で審議の結果、内容が不充分であるため、入寮募集停止の解除には至りませんでした。

なお、寮連からの要請を受けて、不法入寮者の意見聴取の機会を各学部毎にもつことを決定し、具体的な日程の調整を行っています。

寮連及び2寮からの回答文についての詳細は別の機会に譲り、本号ではその要旨と主な相違点についてお知らせします。

「解除の条件」と回答文との主要な相違点

条件1 大学の規程に基づく電気料を今後も支払うという確約書を提出すること。

寮連及び2寮の回答文では、“大学の規程に基づく”の表現を避けています。回答文の表現は“98年4月の電気料「是正」に基づいて算出された電気料を今後も支払う”となっていますが、「大学の規則に定めるとおり今後も支払うことについては確約できない」としていることになります。

寮生を含む学生は全て、本学に入学の際、総長宛てに“大学の諸規則に従い、学生としての本分をかたく守ることを保証人と連署のうえ宣誓”していますが、寮生の代表団体がそれに反して“大学の規程”は認めないと主張できるのでしょうか。

歴史的に寮連は学寮に関する規程を一切認めない立場を主張し続け、これが本学の学寮問題の根底にあります。大学は、教育的観点から寮連の立場にも配慮しつつ、個々に問題の解決を図ってきましたが、電気料問題で大学は規程の改正によって対処することを平成9年に決めています。これに違反する行動が今回の電気料不払いであったのです。

条件2-(1) 不法入寮者の退去と大学によるその確認。

回答文の中では、不法入寮者を正規の寮生であるように表現しています。大学は募集停止を解除するための手続きを進めているのであって、募集停止措置そのものを廃止するわけではありませんので、不法入寮者を正規の入寮者と認めるはありません。

「一時的に全員が退去する」との届がありました。退去の完了についての確認作業は進行中です。また、今回の届けにより、入学時住所届の不実記載者1名の氏名が判明しました。

条件2-(2) 入寮募集停止の大学の決定に従わず「自主募集」した責任を表明すること。

「大学が措置を講じる中で」という表現に終始しています。「自主募集」を強行し、新入生を「大学の告示に反して」不法に入居させた責任表明を避けています。今後二度と繰り返さない、との宣言も拒否しています。

条件3 電気料是正や不法入寮問題での主張を通すために暴力的行為を行ったことに対して、謝罪及び見解を出すこと。

文書には、“過度の拘束”等の表現があります。それならば“適度な拘束”は良いように読めます。また、暴力的行為の事実の全てを深く反省して大学に謝罪し、暴力的行為を今後二度と繰り返さないとは約束しているわけではなく、今後は拘束と器物破損について同様な行為を行わないと表現しています。

入寮募集再開後について大学は、次のような毅然とした方針を宣言しています。

(入寮募集再開後の措置)

1. 不法入寮者については、2寮への入寮を一時的に禁止する。
2. 再び不払い、その他著しい不法行為等があった場合は直ちに入寮募集を停止する。

寮連及び2寮が回答の中で示した、大学の請求に従って支払う姿勢や、退去を求めたことに対して従おうとしていること、またいくつかの暴力的な行為に対する反省と謝罪の表明は、基本的に評価されると考えます。しかし、それが「入寮募集停止を解除させるための取引材料として提出したもの」であるとすれば非常に残念です。21世紀は目前にきています。暴力や拘束による自己主張と訣別し、人権を尊重し、知性ある東北大学にふさわしい未来志向の学寮建設に向けて、強い意志を宣言する時がきていました。